

沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針の要点

○沼津高専における動物実験は、同校動物実験委員会の管理の下に行われる。

（目的）

科学的にはもとより、教育及び研究の場において動物福祉への配慮を求める社会の声にも傾注し、適正な動物実験を促す。

（適用範囲）

哺乳類及び鳥類に属する動物を対象とする。哺乳類及び鳥類以外の動物を用いた実験についても、この指針を準用する。

（動物実験計画の立案）

教育及び研究目的の達成に真に必要な最小限にとどめ、適正な供試動物の選択、動物実験の検討、実験動物を飼育、保管を行う。

（動物愛護法 第41条 代替法の検討努力に対応）

（供試動物の選択）

動物実験目的に達した動物種の選択、動物実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼育条件等に留意すること。外部からの実験動物及び細胞株の導入に際して、感染性病原体の汚染防止に留意すること。

（動物愛護法 第41条 使用数の減少努力に対応）

（実験動物の飼育管理）

動物福祉の精神に適い、かつ安定した動物実験成績を入手するため、適切な施設、設備の維持、管理に努めなければならない。実験動物の生理、生態、習性等に応じ、実験目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を常時子細に観察し、その健康及び安全の保持のために適切な処置を講じなければならない。

（動物愛護法 動物福祉における適正な飼育に対応）

（動物実験操作）

麻酔等の手段によつて、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

（動物愛護法 動物福祉における実験中の苦痛排除、第41条 実験中の苦痛排除義務に対応）

（動物実験終了後の措置）

実験動物の処分に当たっては、出来る限り苦痛を与えないよう注意しなければならない。実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

（動物愛護法 動物福祉における実験後の適正な処分、第40条 動物処分時の苦痛排除義務、第41条 使用後の速やかな安楽死義務に対応）

実験動物に関する項目の骨子

○動物福祉の概念：適正な飼育。実験中の苦痛排除。実験後の適正な処分。

一般条項：第40条 動物処分（と殺）時の苦痛排除

実験動物条項：第41条 ①実験動物の代替法の検討（努力義務）
3R ②実験動物の使用数の減少（努力義務）
③実験中の苦痛排除と使用後の速やかな安楽死（遵守事項）